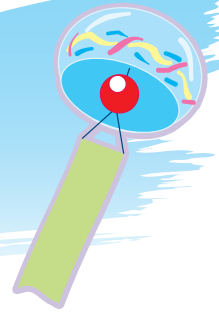


なかの



Vol. 197

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>

活発な社会貢献活動を展開!!

『第28回中野通り桜まつり』に参加

(平成26年4月5・6日 於：新井薬師公園)



会場の薬師公園



応援頂いた皆様



挨拶：田中区長



挨拶：麻沼会長



挨拶：高橋会長



～～～ オープニングセレモニー ～～～



踊りの皆様と…



ご来賓の皆様と…



～～～ 素晴らしい踊りを披露 ～～～



東商：麻沼会長と…



笑顔が素敵です！



女性部会の皆様



“税金クイズはこちらですよ”



青年部会の皆様



5日：皆で昼食で～す



“これはねっ！(赤羽氏)”



矢島氏もハッスル



“子供クイズコーナー”



“クイズに参加してくださ～い！”



会場には多くの模擬店が…



～～～ 恒例のパレードです。踊りの皆様も参加して… ～～～



おやっ！太陽が眩しい…



谷津支部長と…



塩澤氏&鳥居氏



6日：皆で昼食で～す

掲 示 板 (7~9月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
1日~15日		第9・10支部“社会貢献活動”(七夕協賛)		
(7月~9月)		全法連・女連協“いちごプロジェクト”		
(7月~9月)		(女性部会主催)第5回税に関する絵はがきコンクール募集期間		対象:小学生
(7月~10月)		(源泉研究部会主催)第2回川柳コンクール募集期間		
1日(火)	7:50集合	第63回社会を明るくする運動駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
2日(水)	11:00~12:30	広報委員会	法 人 会 館	
8・9日	9:00~14:00	生活習慣病健診	中野ゼロ小ホール	
9日(水)	10:30~11:30	初心者のためのパソコン講座(中野区との共催)	専門学校東京テクニカルカレッジ	
//	13:30~14:30	初心者のためのパソコン講座(中野区との共催)	専門学校東京テクニカルカレッジ	
10日(木)	10:30~12:00	公益事業委員会	法 人 会 館	
14日(月)	7:50集合 8:00発	厚生共益事業委員会主催:日帰りバス研修会	富士山(静岡・三保の松原)	
15・16日	13:30~17:00	パソコン講習会(Wordコース)	専門学校東京テクニカルカレッジ	
17日(木)	10:30~12:00	税制税務委員会	法 人 会 館	
//	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	ウェストフィフティサード日本橋	
//	18:00~19:30	源泉研究部会役員会後・懇親会	ウェストフィフティサード日本橋	
18日(金)	10:30~12:00	厚生共益事業委員会(受託会社連絡協議会)	法 人 会 館	
//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法 人 会 館	
20日(日)	7:52スタート	青年部会・チャリティーゴルフコンペ	箱根:湯本カントリークラブ	
//	18:00~19:00	青年部会・管外研修会	箱根:南風荘	内部講師
22・23日	13:30~17:00	パソコン講習会(Excelコース)	専門学校東京テクニカルカレッジ	
23日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
24日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
25日(金)	10:30~12:00	総務組織委員会	法 人 会 館	
28日(月)	13:30~16:00	かんたんパソコン会計入門(OBC)	法 人 会 館	
29日(火)	13:30~16:00	かんたんパソコン会計入門(PCA)	法 人 会 館	
1日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館	
2・3日	15:00集合	第9・10支部社会貢献活動(鍋横夏まつり)	鍋横商店街・三菱駐車場	
6日(水)	13:00~17:00	無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
22日(金)	16:00集合	第11・12支部社会貢献活動(川島夜市)	川 島 商 店 街	
24日(日)	18:00~20:00	厚生共益事業委員会主催:家族感謝デー	中野サンプラザ	
28日(木)	17:00~18:00	役員合同会議(拡大理事会)(地区長合同会議)	中野 サンプラザ 11F アネモールーム	
//	18:15~19:45	会員増強:進発式	中野 サンプラザ 11F プロサマールーム	
17日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
18日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	署・別館会議室	

中野法人会報

7月号の目次 『第3回通常総会』特集

2014 VOL.197

活発な社会貢献活動(第28回中野通り桜まつり)・・・	2	祝 辞 中野都税事務所長 鈴木 邦彦様	11
知っとくと得情報 = 税の豆知識 = (山岡税理士)・・・	4・5	祝 辞 中野区長 田中 大輔様	11
活発な事業・研修を展開(春の税務研修会).....	6	(第3部)感謝状贈呈式 (第4部)懇親パーティー	12
第15回健康セミナー(講師:羽山隆次氏)	6	平成25年度 全法連・東法連・中野法人会受影者一覧&法律無料相談	13
都税だより(中小企業者向け省エネ促進税制・耐震化による減免)	7	活発な社会貢献活動(第1支部:草花の鉢植え贈呈) ..	14
中野区だより	8	《第5支部》まちのミニ情報(もちつき大会)	14
(明大オープン講座・花と緑の祭典・中野区観光協会 他)		部会だより(女性部会)	14
第3回通常総会 鈴木会長挨拶	9	部会だより(源泉研究部会・青年部会)	15
祝 辞 中野税務署長 三塚 一彦様	10	部会だより(青年部会)「第4ブロック・斉税金クイズラリー」	15
		(第4部)懇親パーティー・抽籤会 他	16

● 表紙(写真説明)

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

(3)

—— 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。——

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



梅雨の季節になりますと、テレビで頻繁に流れるのが「シロアリ駆除」に関するCMです。シロアリ駆除に関心がある人に対し、「お宅、シロアリが発生していますよ！駆除しないと危ないですよ！」と危機感をあおってシロアリ駆除を勧めるものです。

シロアリ駆除には詐欺まがいのものもあるようですが、実際にシロアリの被害に遭われたため駆除を行った人も多いようです。今回の「知っとくと得情報」では、シロアリ駆除に要した費用と税金との関係を説明いたします。

雑損控除とは？

確定申告をするときに、その年分の所得金額から控除できる14種類の所得控除の中に「雑損控除」の規定があります。

所得控除は、各種所得の金額の計算の段階で考慮されなかった損失や支出金額について、税負担面での調整を行う趣旨から設けられているもので、「雑損控除」は、医療費控除と同じく担税力の減殺を考慮する目的のために制度化されております。

「雑損控除」とは、本人や家族の資産が「災害」、盗難または横領などにより資産に損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む）に、一定金額を所得から控除することを認めるものをいいます（所法第72条）。

対象となる災害とは？

雑損控除の対象となる「災害」については、所得税法第2条（定義）の第1項第27条（災害）に規定があり、「災害」とは、震災、風水害、火災「その他政令で定める災害」をいうと定められています。

その他政令で定める災害とは？

上記の「その他政令で定める災害」については、所得税法施行令第9条に「災害の範囲」についての規定があります。

→「法第2条第1項第27号（災害の意義）に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする」（所法令第9条）。

これを発生原因に分けると次のようになります。

- 1 自然現象の異変による災害
震災、風水害、冷害、干害、雪害、落雷、噴火、その他の災害
- 2 人為による異常な災害
火災、鉱害、火薬類の爆発その他の災害
- 3 生物による異常な災害
害虫（シロアリ等）、害獣その他の生物による災害シロアリによる被害は、予測困難で偶発性が強いので、害虫による異常な災害に該当します。

雑損控除の対象となる雑損失の範囲

所得税法第72条第1項（雑損控除）に規定する「政令で定めるやむを得ない支出」とは、所得税法施行令第206条第1項第3号では、「災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出」が雑損失の範囲であると定められています。

ここでいう、「被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出」とは、切迫している被害の発生を防止するための応急措置に係る費用のように、その費用の支出の効果がその災害の発生を防止することのみに寄与するものをいうこととされています（所得税基本通達70-10の2）。

したがって、シロアリの被害を事前に防止するための費用及びシロアリの駆除とともに行う予防のための費用は、応急的措置に係る費用でないことから、雑損控除の対象とはならないので注意することが必要です。つまり、今はシロアリの被害がないけれど隣でシロアリが出たから予防してもらったというケースは、残念ながら対象にはなりません。

また、現在主流となっている駆除と予防の区別がない（駆除と予防を一緒に行う）対策でも、この雑損控除の対象にはなりません。この場合は、駆除で要した費用と予防で要した費用を分ける必要があります。

なお、別荘など日常生活に必要なない財産の被害は控除の対象にはなりません。

雑損控除の計算

雑損控除の金額は、以下①と②とのいずれか大きいほうが控除額になります。

①控除額＝損失金額－保険などから補てんされる金額－（総所得金額×10%）

②控除額＝損失金額－保険などから補てんされる金額－5万円

損失金額＝シロアリ駆除金額＋修復に掛かった金額

雑損控除の申告に必要なもの

- ・シロアリ駆除や被害修復にかかった領収書
- ・被害に遭ったと認められる証明書類（施工完了書・報告書）
- ・損害額の明細書
- ・源泉徴収票（サラリーマンの場合）

「グリーンカーテン」



温暖化や節電の影響で、つる性植物を使ったグリーンカーテンに注目が集まっています。高く伸びたツルと葉が光を遮って日陰をつくり、部屋の中や周囲の気温を下げる、いわば天然のよしずです。一般家庭だけでなく学校や役所などの公共施設でも用いられ広く知られるようになりました。定番では、花が次々と咲くアサガオ、最近は実が食べられるゴーヤが人気です。

7月の税務と労務

- ・国税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- ・国税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付 7月10日
- ・国税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- ・国税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- ・国税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- ・国税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- ・労務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出（全期・1期分）の納付 7月10日
- ・労務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- ・労務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

8月の税務と労務

- ・国税／7月分源泉所得税の納付 8月11日
- ・国税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 9月1日
- ・国税／12月決算法人の中間申告 9月1日
- ・国税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月1日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告 9月1日
- ・地方税／個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- ・地方税／個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

知つくと **得** 情報

春の税務研修会開催 (4月8日から4月21日)

(今回のテキストを無料で差し上げます。希望される方は事務局まで)

テーマ：平成26年度 ここが変わる！ ことしの税制改正



第1支部



第2支部



第3支部



第4・5・6支部



第7支部



第8支部



第9中央・9本町・10支部



第11・12支部

○ 第15回健康セミナー ○ (4月22日 於：中野サンプラザ)

演題：『しなやかに美しく』

講師：羽山隆次氏

(ミュージカル俳優・ヨガマイスター)

自身がサッカー選手として鍛え抜いた頑強な身体をダンサーとして必要な柔軟で躍動感溢れる身体に作り替えたオリジナルアレンジトレーニング&ボイストレーニング。



挨拶：大月厚生委員長



講師：羽山氏



“思いっきり手を伸ばして…”



“大きな声で歌ってみましょう”



講師と女性部会の皆様



“良いですよ…その調子で！”



懇親会で（講師と…）



都 税 だ よ り



中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者★ ★資本金1億円以下の法人、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの※ （指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） ※空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） ※照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具★） ※小型ボイラー設備（小型ボイラー類） ※再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） ★LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は、平成25年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。
減 免 額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成26年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・新宿都税事務所の法人事業税・個人事業税担当係 03-3369-7151
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税係） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

詳しくは主税局ホームページ内
「〈東京版〉環境減税について」を
ご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

〈耐震化のための建替え〉

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建て替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末

〈耐震化のための改修〉

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事完了後3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、中野都税事務所（03-3386-1111）へお問い合わせください。

中野区だより



(中野法人会も後援)

中野キャンパス
オープン講座

中野税務署長連携講座

日本の未来と税の役割

少子高齢化社会における受益と負担を考える

5月14日(水) 19:00~20:30

会場：中野キャンパス 5階ホール



■講師紹介
三塚 一彦
中野税務署長



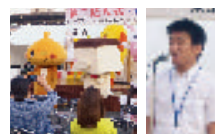
■コーディネーター
小笠原 泰
明大国際日本学部教授



花と緑の祭典2014
(5月18・19日)



(中野法人会も後援)



～ 5月18日 於：区立体育館 JC主催 “わんぱく相撲” (法人会は税金クイズを…!!) ～

5月30日 第二成人式
於：暫定広場

中野区観光協会



～ 5月3日 「なかのアンテナストリート」 (キッズがいっぱい…) ～

～ 中野区観光協会・第2回総会の懇親会 ～



挨拶：宮島理事長



観光大使と…



ティガーズダンスチーム



観光大使と…



次回は7月5日・8月2日
出店募集中

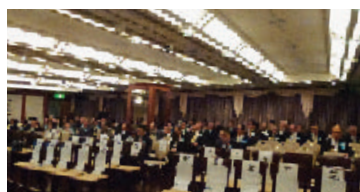
活発な事業・研修を展開!!

「税務研修会」を開催! ～「平成26年度・税制改正」～

～ 経営者にとってのポイント～ (通常総会の前段で税務研修会を開催しました)



講師の斎藤先生



～ 皆様 大変熱心に… ～



第 3 回 通 常 総 会



会 長 挨拶

鈴木 芳久

皆様、こんにちは
本日は公益社団法人中野法人会第3回通常総会に、大変お忙しい中このように大勢の皆様にお越し頂き、ありがとうございます。

特に三塚中野税務署長を始め、署の幹部の皆様におかれましては、公私ともご多忙の折、ご臨席を賜りまして、心より御礼申し上げます。本日、第3回の通常総会を無事迎えることができましたのも、ひとえに、法人会各支部、部会を含めた全役員、そして全会員の皆様、事務局、そして受託三社の皆様と特に三塚署長様始め署の幹部の皆様のご支援とご協力を頂き、お支え頂き、25年度も法人会事業を滞りなく進めることができましたお蔭でございます。心より感謝申し上げ、御礼申し上げます。ありがとうございました。

25年度を振り返ってみますと、デフレ脱却をめざした、アベノミクス効果で円安、株高を呼び、2020年のオリンピック、パラリンピックが東京に決まったことなどもあり、大手企業の業績の回復などで、景気の持ち直しの明るい兆しを感じさせました。反面、地方や中小にまでは波及せず、逆に円安による原材料の高騰や、エネルギーコストの上昇、後半消費税アップへの駆け込み需要はあったものの、需要の回復もまだ今一つのようなです。デフレ克服の、3本目の矢の政策はまだよく見え、本格的な経済成長路線については、中小企業にはまだまだその気配が見られません。この4月には、政府の声掛けもあり、大手企業を中心に、ベースアップによる賃金の上昇がありましたが、中小では業績を考えると厳しい選択をせまられました。また4月からの消費税の8%の影響も不透明で、まだ先行きの不安は拭きません。

そのような中、公益社団法人となりましての2年目は特に社会貢献活動とバランスした共益事業、税知識の普及促進、e-Taxの活用推進、会員増強活動に重点をおきました。また公益社団法人として、すべての事業や研修会に非会員の方も参加できるように、ホームページなど、広報を駆使して参加をつのりました。

特に昨年は法人会全体の事業として、新たに、見学会や家族感謝デー、お座敷列車、チャリティークリスマスの夕べなどに取り組みました。

公益事業としては、役員、青年部会、女性部会、支部の皆様への応援を頂き、中野通り桜まつりや中野にぎわいフェスタを中心に税金クイズと各支部でのイベントでの子供税金クイズに、署の幹部の皆様もお休みの中、ご協力頂き、大成功に終了できました。

今後さらに一層の充実を図っていく所存でございます。

税知識の普及促進では税金クイズとともに、青年部会による租税教室を5校で実施し、好評をいただきました。また前年に引き続いての、女性部会が進めております税の絵葉書コンクールは、区内9校から315作品の応募があり、今回は小学1年生からの応募が44作品もありどれもすばらしい作品で感動しました。本年もさらに多くの学校からの応募に期待をしております。昨年より始めました源泉部会が主催します税の川柳コンクールも楽しく税に親しむ企画として、楽しく、ウイットにとんだ作品多く応募され本年も楽しみにしております。イータックスエルタックスの普及促進については、署の幹部の皆様のお借りし税理士会のご協力も頂き、代理店活用PRや、イータックスは法定調書を含め、その利用の幅を広げるよう、研修会や各支部事業、部会活動を通じてお願い申し上げてまいりましたが、普及率ではまだ平均値よりも低く、努力不足を痛感しております。26年度は、エルタックスと合わせて一層の利用推進に努力をしていく所存です。会員の皆様の幅広いご利用をお願いいたします。

最後になりましたが、法人会での最重要課題の会員増強につきましては、景気に明るさが見えてまいりましたが、法人会を取り巻く環境の厳しいなか、法人会役員や支部、部会の皆様方には、ご自身の御会社のお仕事に加え、さらに、法人会の事業にもご協力を頂きながら会員増強活動に一方ならぬご努力を頂き、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。また、大同生命さま、AIUさまなど受託3社を始め、保険、金

5月8日、中野サンプラザ
において、正会員146名、
委任状1,037名で開催されました。議案は、
すべて全員異議なく承認可決されました。



融関連の皆様方に、大変ご協力を頂き、感謝申し上げます。お陰をさまで、90社からの新規加入社を迎えることができました。

公益社団法人となり、地域に密着した活動は法人会の知名度を広げました。また賛助会員制度も取り入れ、中野四季の都市ができ、ウエルカム交流会なども開催され、大きなチャンスにより、キリンビール様や帝京平成大学様などが入会くださりました。

にも拘わらず、会員の退会数は減少したものの、減少への歯止めをかけることができませんでした。皆様の会員増強活動への努力にたいして、申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

このところ続いております、会員の減少は著しく財務体質を損ない、財務状況は一段と厳しくなり、ここで財務の立て直しを図らねばならずやむおえず次年度での処理をしていたものを含め、きちんと年度内での処理をできるようにし、会員減少や未納会費などの収入面での差異と消費税アップによる支出の増加を考えての、支出の削減対策について理事会に諮り、ご承認を頂きました。これらの対策は支部活動についても、変えて頂く部分もあり、やりずらくなる面などあり、様々なご意見も伺いました。その中でより支部の意見を取り入れる工夫に知恵をしばり努力するつもりでございます。これも全て会長の責任と痛感しており、心より、お詫びするものであります。

このことを解決する一番の対策は、節約も必要ですが、やはり会員増強でございます。最大では6000社以上の会員があり、3000社を維持していた時期もありましたが、現在2100社です。このことが大きく財務にダメージを与えています。

会員の増強には、なにより法人会の魅力を高めることですが、社会貢献活動により、法人会活動の新たな魅力を地域の皆様に知って頂けたが、反面、会員の皆様にとって、役に立ち、楽しく、魅力ある法人会事業については至らぬ点も多く反省をしております。

今後は収支のバランスを取りながら、社会貢献と税知識普及といった公益事業と、法人会員にとりまして、楽しく、役に立つ会員のための共益事業のバランスを取って事業に取り組む所存です。そのために中間で状況を把握して調整を図りたいと考えております。

26年度は各支部の意見を組み上げて、多くの方々に参加したくなる事業の企画を検討していかなければなりません。ぜひ皆様方のお知恵、お力をお貸しください。

これらの事業が会員としての魅力の一つになり、一般の皆さんにも、法人会に入会したくなるような魅力ある事業なればと思っております。魅力ある事業を生かし、会員の減少に歯止めをかけ、会員増強に全力を尽くして、取り組む所存です。そのためにも、会全体の事業には、役員、会員の全員の力をあわせて取り組んで頂きたく、中野法人会への一層のお力添え、ご協力をお願い申し上げます。

特に署長様はじめ、署の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

本日の総会は、公益社団法人としての第3回の通常総会です。総会付議事項も多くなりますが限られた時間での審議でございますが、大切な総会でございます慎重、審議の上での議事進行へのご協力をお願い申し上げ、ご挨拶いたします。ありがとうございます。



第3回通常総会 熱心な審議を…

祝 辞



中野税務署長

三塚 一彦

本日は、公益社団法人中野法人会第3回通常総会にお招きいただきまして誠にありがとうございます。

鈴木会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には平素より税務行政に対しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますこと、本席をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

ただいまの通常総会におかれまして、平成26年度の事業計画をはじめ、上程されました全ての議案が滞りなく可決・承認されましたことを心からお慶び申し上げます。

平成25年度の中野法人会の活動を振り返りますと、支部別研修会をはじめとする各種研修会や説明会、「税を考える週間」における街頭広報や講演会の開催など、税知識の普及と納税道義の高揚に努められました。

また、「なかの通りさくらまつり」をはじめとする各地区まつりでの「こども税金クイズ」の実施、小学生を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の開催、一般募集も含めた「税の川柳コンクール」の実施、「社会を明るくする運動」や「環境美化キャンペーン」など、租税教育や地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれました。

このような精力的で、地域社会に密着した様々な会活動は、私ども税務行政に携わる者にとりまして、誠に心強い限りであり、皆様方の会活動に対する熱意と永年にわたる献身的なご尽力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子・

高齢化の進展や経済のグローバル化、ICT化など社会・経済状況の変化に加え、消費税率の引上げ、国税通則法の改正などの大きな制度改正への適切な対応、番号制度の導入等、大きな変革期にあります。

このような中、私ども税務行政に携わる者いたしましては、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営に努めるとともに、国税庁に与えられた使命を着実に果たしていくため、引き続き、税務行政の透明性・効率性を確保しつつ、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政の一層の推進を図っていくことが重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、納税者利便の向上と事務の効率化に資するため、国税庁ではe-TaxなどICTを活用し、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段の充実など、納税者サービスの向上に努めているところです。

特に、e-Taxにつきましては、本年も、引き続きその普及拡大に向けて、積極的に取り組んでいるところです。皆様方には、e-Taxの普及拡大に向け、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度におきましても、皆様方には、これまで培われてきました伝統を生かしつつ、有意義で幅広い活動を行っていただくとともに、今後とも税務行政の良き理解者として、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。



司会の宮治氏



木村副会長



宮島副会長



榎本副会長



麻沼監事



大月副会長

(通常総会)



中野都税事務所長
鈴木 邦彦

ただいまご紹介いただきました東京都中野都税事務所長の鈴木でございます。

先日、4月1日付けの人事異動で就任いたしました。よろしく願いたします。

本日は、公益社団法人中野法人会第3回通常総会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

鈴木会長をはじめ、会員の皆様方には、日頃より東京都の税務行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、e-Tax及びeLTAXの普及推進にご尽力いただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

まずは、先ほど、全ての議案が滞りなく承認されましたこと、心よりお喜び申し上げます。また、栄えある感謝状を授与されました支部、会員の皆様、おめでとうございます。これからも、都民の身近な税の相談相手として、また良き指導者として活躍されることを期待しております。

さて、わが国の経済は、個人消費や企業収益に改善の動きが見られ、景気は緩やかに持ち直し回復しております。

これにともない、一般会計の予算規模は、前年度に比べ6.4%増の6兆6,667億円となり、都税収入も前年度に比べ9.1%増の4兆6,698億円となりました。

こうして編成された今年度予算は、都民の安全・安心を最優先に、都市の活力を向上させる施策を積極的に展開するとともに、オリンピック・パラリンピックの開催にふさわしい『世界一の都市、東京』の実現に向けて、新たな一歩を踏み出す予算としたところでございます。

東京都主税局では、施策を推進し、都民サービスの更なる充実を図れるよう、都税収入の確保に全力をあげて取り組むとともに、防災力の向上に向け、不燃化特区内における固定資産税の減免制度の導入や、温暖化対策推進の一環として、省エネルギー設備を取得した場合に、中小企業者を対象に事業税を減免する制度など、引き続き、防災・エネルギー政策などの重要施策を税制面から支援してまいります。

また、本年度より中野区と連携し、個人都民税の特別徴収の徳遷を推進していく予定です。皆様方にもご協力いただきたく、この席をお借りしまして改めてお願い申し上げます。

私ども中野都税事務所、所員一同、納税者の立場に立ち、感謝の気持ちを忘れることなく、親切できめ細かな対応を、日々心がけていきたいと思っております。

今後とも、中野法人会をはじめとする、地元の皆様と連携・協力を深め、地域に根ざした税務行政を進めてまいりますので、従来にも増したご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、中野法人会の益々のご発展とご列席の皆様方のご健勝とご事業の繁栄を祈念申し上げまして、祝辞とさせていただきます。

本日は、おめでとうございます。



中野区長
田中 大輔

中野区長の田中大輔でございます。

法人会の総会、誠にありがとうございます。

公益社団法人ということは、公益活動を全体の活動の半分以上なさっているということで、これはかなりのハードルということだと思います。税知識の普及・啓発という、言ってみれば本来型の活動以外に、本当に様々な地域活動をされていらっしゃる。この貢献度というのは、誠に大きいと思っております。

皆様がこうやって様々な工夫して、公益的な活動をしなが、税の適正納税ということで活動して頂いている。このありがたさというものを、我々、公の仕事をしている人間は忘れてはいけないと思っております。

区の場合には税金に係わることで、最近私が気にしなくてはならないと強く思っておりますのは、増やすということ。区民の経済を活性化して、街を豊かにして税金がたくさん入ってくるような街にしていくということ。このことが将来もこの中野の街に住み続ける、中野の街で安定した行政サービスを提供できる、このことのためには、欠くことができないと思っております。税に関しては集める、正しく使う、使い方が杜撰であつたらどうしようもないので、正しく使わせて頂く。そして税を増やしていくと、この三つをとにかく心がけていかなければいけないと思っております。

実はこれまでの歴史を考えると、この三点とも優等生じゃないというのが中野区だったような気がします。大変申し訳ないと思いますが、中野区は残念ながら区税の徴収率が23区で23番目とか22番目というように低いということがあるんです。若い方の人口の移動が激しいものですから、中野区で払う税金を払い終わる前に、転出してしまふ方がたくさんいらっしゃるというのも一つの原因かと思っております。ありとあらゆる工夫をして、職員全員で特別徴収対策として、一軒一軒回って集めさせて頂いたりということも含めて、様々な工夫をしているところでございます。

企業の方にはお願いしたいのは、先ほど都税の所長さんもお話されていましたが、企業には特別徴収義務があります。ところが特別徴収をやってくださらない企業が結構あるんです。それが普通徴収、直接納めて頂かなければいけないことになって、これがまた未納になるということが多くなったりするものですから、特別徴収義務者の方には特別徴収をきちんと履行して頂くということをお願いしたいと思っております。

税金を使うということでは、私どもとして考えているのは、区の税金は出来るだけ使わないように、国や都の税金を上手く活用して事業をします。こういうことを是非工夫しなければいけないと思っております。中野区民は他所の区に比べて国税や都税をあまりたくさん使っていませんよというふうにならないように、むしろ他所の分まで中野が使えよう、そういう事業をこれからどんどん組み立てていきたいと思っております。

例えば中野駅周辺のまちづくりですとか、防災のまちづくり、そういうことをしていく中で、区民が安心して暮らせるまち、豊かなまちということになっていくにつれて、税金をたくさん納めて頂けるまちにもなっていくのかなと思って日々努力をしているところでございます。

法人会総会の大成功をお祝い申し上げます、ご臨席の皆様の益々のご健勝とご多幸、事業のご繁栄をお祈り申し上げますご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。



ご来賓の皆様



役員の皆様
(通常総会)



多くの皆様にご参加頂いて…

(第3部) 平成24年度・功労のあった支部・個人・団体の皆様を表彰



横山副会長



最優秀支部賞



優秀支部賞



努力支部賞(代表)



個人表彰(代表)



大同生命保険(株) AIU損害保険(株)



経営者大型保障制度



アフラック首都圏総合支社



大月副会長



高野副会長



地域社会貢献賞(代表)



ご来賓紹介(専務)

(第4部) 盛大に華やかに懇親パーティー



乾杯:高野副会長



会長・三塚署長と



山岡先生と堀地会長



鈴木所長と川村氏



会長・田中區長と



第1・2支部の皆様



第4・5・6支部の皆様



第7支部の皆様



第9中央・本町支部の皆様



第10支部の皆様



“美味なるラーメン”

受彰された皆様、大変におめでとうございます。

平成25年度 全法連・東法連表彰関係

(敬称略)

(平成26年6月12日・明治記念館・第2回通常総会にて)

- ◎全法連功労者表彰受彰者(中野法人会推薦) 鎌田 政明
 ◎東法連永年勤続表彰受彰者(東法連推薦) 宮島 茂明
 ◎東法連永年勤続表彰受彰者(中野法人会推薦) 三好 正市 上山 一彦
 岩崎 充利 櫻井 正人
 ◎東法連会員増強功労者表彰受彰者 川村 洋治 平井 真史
 (中野法人会・組織委員会推薦) 秋山欣次郎



(会場の明治記念館)

平成25年度 公益社団法人 中野法人会関係

(敬称略)

(平成26年5月8日・中野サンプラザ・第3回通常総会にて)

会員増強推進表彰

「支部表彰の部」

- 〔最優秀支部賞〕 第9 中央支部 〔優秀支部賞〕 第7 支部
 〔努力支部賞〕 第1 支部・第2 支部・第3 支部・第4 支部・第5 支部・第6 支部
 第8 支部・第9 本町支部・第10支部・第11支部・第12支部



(川村支部長) (櫻井支部長) (白川支部長)

「個人表彰の部」

- 横川 忠重 関 靖則 奥谷 義満 宮島 茂明 浅井 徳昭 根本 香織 安川 政吉
 安藤 光二 平井 真史 三井住友銀行・中野支店 吉川 健一 三嶋 信二 秋山欣次郎
 櫻井 悠介 川村 洋治 高野 允雄 竹澤 義明 三好 正市 萩尾 孝之
 〔大同生命保険(株)新宿支社〕 岡 和子 小西 順子 上林 博美 高木富美子 梁川かおり

(組織委員会推薦) ・大同生命保険(株)新宿支社 ・A I U損害保険(株)東京第二支店
 〔感謝状〕

地域社会貢献表彰

- (社会貢献委員会推薦) 根本 香織 合田 桂一 磯長 弘美 谷津かおり 村本 晃一
 〔感謝状〕



(谷津様)

経営者大型総合保障制度推進表彰

「上期表彰分」

(8月28日・サンプラザ)「会員合同研修会」にて済

- ◎新規加入企業獲得数達成：第7 支部
 (厚生委員会推薦)
 〔感謝状〕 アフラック首都圏総合支社

「下期表彰分」

(5月8日・サンプラザ)「通常総会」にて

- ◎新規企業加入獲得数達成：
 第2 支部・第8 支部・第9 中央支部・第12支部
 ◎取扱企業数達成：第1 支部・第9 中央支部・第12支部

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
 (まずはお電話を…)

実施日時：8/6(水)、10/8(水)、12/10(水) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)
 TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当)佐藤・三國



観劇・観賞 …… 感激! (N・S)



4月2日 於:お台場ビックアップ



4月15日 於:サンプラザホール



5月3日 於:やよいホーム(フレール合唱団)



5月4日 於:新宿ピカデリー



5月6日 於:新宿ピカデリー



～ 5月15日 於:サンプラザホール ～



支部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

《第1支部》草花の鉢植えを贈呈（チャリティーで…!!）



~~~~~ 素敵な春の花がいっぱい ~~~~~

柴野氏・高野副会長



花とおじさん(?)

~~~~~ “チャリティーでお花を贈呈していま〜す!” ~~~~~

《第5支部》まちのミニ情報(上高田2丁目公園) “更なる復興を祈念しながら…!”



(総会風景)



お手伝い頂いた皆様



(専務) 慣れてますねっ!



“それっ!…”



田中区長も…



“さぁ もうひと突き…”



交換所は忙しいです



餅つきの盛上げ役(!)

部会だより

《女性部会》

◆第9回全国女性フォーラム(香川大会)◆



中野から参加された皆様



会場のサンポートホール高松



講師の宗 由貴氏

《女性部会》

◆「第231回研修会・第33回定時総会」を開催◆ (4月15日 於：法人会館)

今回は法人会館で行われました。八巻上席による「研修会」後、三塚署長はじめ署の幹部の皆様にご出席して頂き、無事に「定時総会」が終了しました。

◆東法連女連協定時連絡協議会が(5月12日)◆



高野部会長



“大いに交流して下さいね”

部 会 だ よ り

《源泉研究部会》

◆「第346回研修会・第39回定時総会」を開催◆（4月17日 於：法人会館）



“源泉所得税あれこれ”

4月17日、法人会館で行われました。林上席による「研修会」後、三塚署長・山口副署長・山信田統括官・森田統括官にご出席して頂きました。

「定時総会」は無事に終了しました。



安藤部会長

《青年部会》

◆「第348回研修会・第34回定時総会」を開催◆（4月11日 於：法人会館）



“26年度税制改正より…”

4月11日、法人会館で開催。八巻上席による「研修会」後、三塚署長はじめ署の幹部の皆様にご出席して頂き、「定時総会」は無事に終了しました。

新幹事に奥谷様、小高様が就任。



三鴨部会長

◆東法連第4ブロック部会長・役員会議を開催◆

（4月16日 於：俺んち 5名参加）

◆東法連青連協第1回役員会（4月18日）◆

◆中野21の会・総会后懇親会に三鴨部会長が出席（4月21日）◆

◆東法連青連協定時連絡協議会（5月22日）◆



◆東法連第4ブロック連協（総会）5月9日 於：日本閣◆

東法連青連協第4ブロック一斉“税金クイズ”スタンプラリー

4月13日（日） 於：豊島園（4月22日 TBSテレビ“いっぷく”で放映されました。）



会場の豊島園



応援頂いた皆様（圧巻です）



滝口ブロック長 いつもの笑顔でネ



ねり丸君ご一家（?）



醍醐会長も…



川村氏ご一家です



ケン太君と…



クイズラリー1番目



クイズラリー2番目



クイズラリー3番目



そしてゴールだよ！

お楽しみ抽選会

～総会後の抽籤会、会場は熱気に包まれて～

